

公共調達の適正化について（平成18年 8 月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年 6 月 1 日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2－2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
宮内庁分庁舎改修に伴う実施設計業務その2	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田 1－1	令和6年4月5日	清水建設株式会社 東京都中央区京橋二丁目 1 6 番 1 号	1010401013565	本業務は、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて実施された設計業務の継続業務であるため。（会計法第 2 9 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号）	33,517,000	33,440,000	99.8%	－				
須崎御用邸庭園管理工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田 1－1	令和6年4月10日	株式会社愛樹園 静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本 4 2 8	9080101014593	当該者以外の履行可能な者の有無を確認する公募を実施したところ、応募者がいなかったため。 （会計法第 2 9 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号）	（非公表）	5,324,000	－	－				
皇居東御苑における来苑者のアメニティ向上等のための施設設計業務その2	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田 1－1	令和6年4月22日	株式会社日建設計 東京都千代田区飯田橋 2 丁目 1 8 番 3 号	9010001006111	本業務は、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて実施された設計業務の継続業務であるため。（会計法第 2 9 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号）	5,192,000	5,170,000	99.6%	－				
葉山御用邸庭園管理工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田 1－1	令和6年5月8日	有限会社川口造園 神奈川県三浦郡葉山町一色 1 7 5 9	5021002068770	当該者以外の履行可能な者の有無を確認する公募を実施したところ、応募者がいなかったため。 （会計法第 2 9 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号）	（非公表）	12,100,000	－	－				
京都御所清涼殿障壁画保存工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 石原 秀樹 京都市上京区京都御苑 3	令和6年5月14日	株式会社岡墨光堂 京都市中京区富小路通三条上る福長町 1 1 3 ・ 1 1 5 ・ 1 1 7 ・ 1 1 8 合地	7130001020168	当該者以外の履行可能な者の有無を確認する公募を実施したところ、応募者がいなかったため。 （会計法第 2 9 条の 3 第 4 項）	（非公表）	26,896,612	－	－				

公共調達の適正化について（平成18年 8 月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年 6 月 1 日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2－2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
秋篠宮邸各所修繕工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田 1－1	令和6年5月30日	清水建設株式会社 東京都中央区京橋二丁目 1 6 番 1 号	1010401013565	当該者は、秋篠宮邸の新築工事及び改修工事を実施していることから、今回の工事条件等を満たし、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。 （会計法第 2 9 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号）	13,783,000	13,750,000	99.8%	－				
京都御所障壁面修理工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 石原 秀樹 京都市上京区京都御苑 3	令和6年6月11日	株式会社松村泰山堂 京都市北区小山西大野町 5 1 番地 3	2130001005462	当該者以外の履行可能な者の有無を確認する公募を実施したところ、応募者がいなかったため。 （会計法第 2 9 条の 3 第 4 項）	（非公表）	10,395,000	－	－				
高円宮邸冷暖房機取替ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田 1－1	令和6年6月12日	株式会社竹中工務店東京本店 東京都江東区新砂 1 丁目 1 番 1 号	3120001077469	当該者は、高円宮邸において、過去に大規模改修や増築工事を実施していることから、今回の工事条件等を満たし、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。 （会計法第 2 9 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号）	2,783,000	2,750,000	98.8%	－				
御所各所修繕工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田 1－1	令和6年6月14日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号	7010401088742	当該者は、御所新築工事やその後の改修工事を実施していることから、今回の工事条件等を満たし、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。 （会計法第 2 9 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号）	6,358,000	6,270,000	98.6%	－				
R 6 仙洞御所各所修繕工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田 1－1	令和6年7月1日	清水建設株式会社 東京都中央区京橋二丁目 1 6 番 1 号	1010401013565	当該者は、仙洞御所において、過去に大規模改修を実施していることから、今回の工事条件等を満たし、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。 （会計法第 2 9 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号）	4,323,000	4,290,000	99.2%	－				

公共調達の適正化について（平成18年 8 月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年 6 月 1 日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2－2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
御所各所修繕第 2 回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田 1－1	令和6年7月31日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号	7010401088742	当該者は、御所新築工事やその後の改修工事を実施していることから、今回の工事条件等を満たし、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。 （会計法第 2 9 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号）	10, 109, 000	9, 900, 000	97. 9%	－				
三笠宮邸各所改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田 1－1	令和6年8月1日	株式会社竹中工務店東京本店 東京都江東区新砂 1 丁目 1 番 1 号	3120001077469	当該者は、過去に三笠宮邸の大規模改修工事や増築工事を実施していることから、今回の工事条件等を満たし、安全かつ確実に施工することができる唯一の者であるため。 （会計法第 2 9 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号）	9, 977, 000	9, 845, 000	98. 7%	－				
R 6 宮内庁病院改修工事に伴う監理業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田 1－1	令和6年8月6日	株式会社相和技術研究所 東京都品川区上大崎二丁目 1 8 番 1 号	2010701022827	本業務は、平成 2 4 年度にプロポーザル方式により選定された株式会社相和技術研究所によって完了した設計業務（「宮内庁病院設備整備工事基本設計業務」）及びその後に同者の実施した各設計業務の内容を踏まえて実施するものであるため。 （会計法第 2 9 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号）	4, 279, 000	4, 180, 000	97. 7%	－				

公共調達の適正化について（平成18年 8 月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年 6 月 1 日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2－2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
三の丸尚蔵館整備に伴う新築工事（Ⅱ期）監理業務その2	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田 1－1	令和6年8月21日	株式会社日建設計 東京都千代田区飯田橋 2 丁目 1 8 番 3 号	9010001006111	本業務は、平成 2 8 年度にプロポーザル方式により選定された株式会社日建設計によって完了した設計業務（「三の丸尚蔵館増築・改修ほか設計業務」及び「三の丸尚蔵館整備に伴う新築Ⅱ期棟再設計業務」等）の内容を踏まえて実施するものであるため。 （会計法第 2 9 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号）	12, 991, 000	12, 980, 000	99. 9%	－				
常陸宮邸木製建具塗替ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田 1－1	令和6年9月4日	清水建設株式会社 東京都中央区京橋二丁目 1 6 番 1 号	1010401013565	当該者は、常陸宮邸の新築工事及び改修工事を実施していることから、今回の工事条件等を満たし、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。 （会計法第 2 9 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号）	3, 960, 000	3, 960, 000	100. 0%	－				
宮殿ほかエレベーター修理工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田 1－1	令和6年9月30日	株式会社日立ビルシステム首都圏支社 東京都千代田区神田淡路町二丁目 1 0 1 番地	2010001027031	当該者は、本工事の対象となる機器を製造した者の系列会社のうち機器の保守及び工事を担当しており、当該機器の構造を熟知していることから、本工事を適切かつ確実に実施できる唯一の業者であるため。 （会計法第 2 9 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号）	7, 293, 000	7, 267, 700	99. 7%	－				
宮内庁庁舎ほか防火戸取設工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田 1－1	令和6年10月16日	株式会社鈴木シャッター 東京都豊島区南大塚 1 丁目 1 番 4 号	9013301013446	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 （会計法第 2 9 条の 3 第 5 項、予算決算及び会計令第 9 9 条の 2）	7, 592, 200	7, 590, 000	99. 9%	－				

公共調達の適正化について（平成18年 8 月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年 6 月 1 日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2－2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
三笠宮邸構内配電線路整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田 1－1	令和6年11月15日	株式会社関電工 東京都港区芝浦 4 丁目 8 番 3 3 号	9010401006818	当該者は、三笠宮邸において、過去に同種工事を実施していることから、今回の工事条件等に関し、安全かつ確実に工事を実施することができる唯一の者であるため。 （会計法第 2 9 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号）	7,744,000	7,700,000	99.4%	－				
豊島岡墓地道路整備ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田 1－1	令和6年11月15日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号	7010401088742	工事に当たっては、監督員詰所等を行事に支障がない場所に設けなければならないが、同墓地内で別業務が行われることから新たに設けることができない。当該者は別業務において監督員詰所等を設けており、本工事においても共有可能であることから、本工事を施工できる唯一の者であるため。 （会計法第 2 9 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号）	19,712,000	19,690,000	99.9%	－				
豊島岡墓地構内設備整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田 1－1	令和6年11月15日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号	7010401088742	工事に当たっては、監督員詰所等を行事に支障がない場所に設けなければならないが、同墓地内で別業務が行われることから新たに設けることができない。当該者は別業務において監督員詰所等を設けており、本工事においても共有可能であることから、本工事を施工できる唯一の者であるため。 （会計法第 2 9 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号）	41,855,000	41,800,000	99.9%	－				

公共調達の適正化について（平成18年 8 月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年 6 月 1 日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2－2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
那須御用邸本邸エレベーター改修 工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田 1－1	令和6年11月21日	株式会社日立ビルシステム関 東支社 千葉県柏市柏四丁目 8 番 1 号	2010001027031	当該者は、本工事の対象となる機器を製造した者の系列会社のうち機器の工事を担当しており、当該機器の構造を熟知していることから、本工事を適切かつ確実に実施できる唯一の業者であるため。 （会計法第 2 9 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号）	14, 487, 000	14, 300, 000	98. 7%	－				
故崇仁親王妃百合子喪儀葬場の儀につき葬場設備布設に伴う道路整備ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田 1－1	令和6年11月22日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号	7010401088742	崇仁親王妃殿下の薨去に伴い、葬場周囲の道路整備を緊急に施工する必要が生じたため。 （会計法第 2 9 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号）	18, 029, 000	17, 985, 000	99. 8%	－				
故崇仁親王妃百合子墓営建第 1 回 工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田 1－1	令和6年11月22日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号	7010401088742	崇仁親王妃殿下の薨去に伴い、故崇仁親王の御墳塋及びその周囲の整備を緊急に施工する必要が生じたため。 （会計法第 2 9 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号）	16, 071, 000	15, 950, 000	99. 2%	－				
秋篠宮邸各所修繕第 2 回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田 1－1	令和6年12月2日	清水建設株式会社 東京都中央区京橋二丁目 1 6 番 1 号	1010401013565	当該者は、秋篠宮邸の新築工事及び改修工事を実施していることから、今回の工事条件等を満たし、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。 （会計法第 2 9 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号）	6, 369, 000	6, 325, 000	99. 3%	－				

公共調達の適正化について（平成18年 8 月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年 6 月 1 日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2－2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
R 6 須崎御用邸道路構造物改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田 1－1	令和6年12月24日	株式会社土屋建設 静岡県下田市武ヶ浜 6－4 3	2080101014526	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 （会計法第 2 9 条の 3 第 5 項、予算決算及び会計令第 9 9 条の 2）	3, 476, 000	3, 465, 000	99. 7%	－				
須崎御用邸森林害虫対策薬剤樹幹注入ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田 1－1	令和6年12月26日	株式会社愛樹園 静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本 4 2 8	9080101014593	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 （会計法第 2 9 条の 3 第 5 項、予算決算及び会計令第 9 9 条の 2）	6, 105, 000	6, 050, 000	99. 1%	－				
高円宮邸中庭ほか修繕工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田 1－1	令和7年1月23日	株式会社竹中工務店東京本店 東京都江東区新砂 1 丁目 1 番 1 号	3120001077469	当該者は、過去に高円宮邸の大規模改修工事や増築工事を実施していることから、今回の工事条件等を満たし、安全かつ確実に施工することができる唯一の者であるため。 （会計法第 2 9 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号）	2, 937, 000	2, 695, 000	91. 8%	－				
大手休憩所（仮称）新築工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田 1－1	令和7年2月14日	清水建設株式会社 東京都中央区京橋二丁目 1 6 番 1 号	1010401013565	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 （会計法第 2 9 条の 3 第 5 項、予算決算及び会計令第 9 9 条の 2）	4, 171, 200, 000	4, 169, 000, 000	99. 9%	－				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。